



座間味村 未来の架け橋 健康維持支援事業

座間味村外の高校等に通う生徒の保護者に対し、子の心身の健康維持を図ることを目的とし、健康一時に要する費用（医療費）の支援を行う。

補助対象者

● 住民基本台帳に記録され、座間味村内に住所を有する者であり、かつ座間味村内の中学校を卒業し、座間味村外の高校等に通う生徒の保護者であること。

補助額等について（償還払い）

受診時期	4月1日～翌年2月末日
助成額	全額（自己負担分）

- ☐ 申請期間：当該年度の4月1日～翌年3月10日
- ☐ 対象：健康保険が適用される診療・治療・処方箋・入院費及び検査費用
※健康保険が適用されない費用は対象外
（自由診療・予防接種・健康診断・文書料・差額部屋代等）
- ☐ 条件：未来の架け橋健康維持支援事業助成金アンケートの回答

申請について

◆初回申請

- ☐ 申請者および対象生徒の健康保険資格確認書の写し又は健康保険の加入が確認できる証明の写し
- ☐ 対象生徒の在学証明書（発行から3ヵ月以内のもの）
または在学が証明できる書類
- ☐ 申請者の振込口座が確認できる書類

◆2回目以降

- ☐ 未来の架け橋・健康維持支援事業助成申請書（様式第1号）
- ☐ 医療機関が発行する領収書（原本）

上記書類を添えて役場住民課に提出してください。

（阿嘉島・慶留間島の方は阿嘉・慶留間出張所にて提出願います）

【お問合せ先：座間味村役場 住民課 ☎098-896-4045】